

令和9年度 朝霞市就学相談に係るオリエンテーション

令和8年 10月14日（水）

朝霞市教育委員会

朝霞市民会館（ゆめぱれす）

201会議室 14：30～



本日の説明会の内容について

○就学相談について

- ・就学相談とは
- ・就学相談の流れ
- ・就学相談に向けての申込み手続き

○就学後の学びの場について

- ・通常の学級について
- ・特別支援学級について（特別支援学級の通学区域・見学等について）
- ・特別支援学校について
- ・通級指導教室について

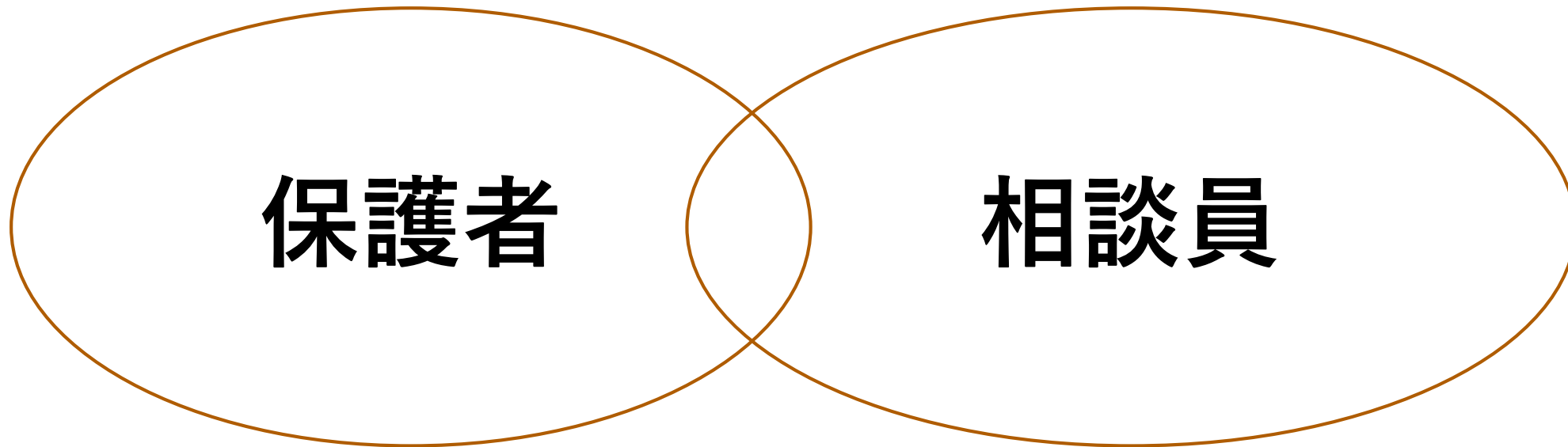
○障害のある児童・生徒及び市民に対する福祉について

○朝霞市子ども相談室等のご紹介

○ 就学相談について

・ 就学相談とは…

- ・ 発達等に心配があるお子様
→最も実態に適した就学先はどこなのか？



個別に相談しながら
考えていく



多様な学びの場

②特別支援学級

(別資料)

知的障害

自閉症・情緒障害

③特別支援学校(別資料)

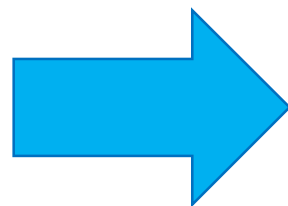
知的障害 (和光南特別支援学校)

肢体不自由 (和光特別支援学校)

聴覚障害 (坂戸ろう学園)

視覚障害 (塙保己一学園)

①通常の学級



④通級指導教室

発達・情緒障害

(四小・五小・七小・十小・一中)

難聴・言語障害 (四小・五小・十小)

就学先の検討で 基本となる考え方は…

お子様にとって

- 最も安心して生活できる場はどこか
- 確実な成長につながる場はどこか



★このために生活の軸をどこにおけばよいか

実態の確認・把握

家庭
子供の様子

幼稚園・保育園
学校
子供の様子

生活面

食事・衣服の着脱

言葉の理解・数の理解

友達との関わり



家 庭

幼稚園・保育園
学校

子供

保健センター
発達相談

医療機関
発達相談
発達検査等

就学支援委員会で判断



○ 就学相談の申込みについて

就学相談の申込み（年長のお子様）



①【様式 1 - 1】

家庭



幼稚園・保育園

（園・学校から受け取り、提出）
（R9 ホームページから
ダウンロード）

③就学相談の
・日程連絡
・特別支援学級
の見学・体験の
希望確認

②【様式 1 - 1】
【様式 1 - 2】
園等が提出

朝霞市教育委員会
朝霞市役所 4F 教育指導課

輸入品 年 月 日

		姓 名を○で囲む		電話番号 (記入不要)		
		就学状況、学年中、教育形態変更				
(ふりがな) 本人氏名		男、女		生年月日 年 月 日 (歳)		
保護者氏名		連絡先		(優先)		
住 居		〒351- 市		学区 (小)		
				※学区は市町村の区域に準じます。		
保育所、幼稚園、 学校、高等等の 名称		園、学校		給 付		
		園 年 組		担任氏 名		
児童手帳 A B C		身体障害者手帳 1 2 3 4 5 6 級				
精神保健福祉手帳 1 2 3 級		申請なし。 ※いずれかに○を印す。				
住 居 詳細	市 区 町 丁目 番 地 番地番号 郵便番号 市町村 支庁 国 道 県 道 市 道 町 道 村 道 未 定					

①【知照したいこと、子どもの様子（学習、生活、人間関係等）】率直自由に記述してください。

②【特別支援学校の児童・生徒希望】 有 無 ☐あり☒なし○

②【かかりつけ医の意見書や診断書、処方箋等】（検査は、記載略）

・例 国語 9年 第 8 回 読解(文章理解) 読解力
 ・例 数学Ⅰ-9年 第 8 回 読解(文章理解) 読解力
 ・例 英語Ⅱ 9年 第 8 回 読解(文章理解) 読解力
 ・例 理科-V 9年 第 8 回 読解(文章理解) 読解力

※有価証券を保有していなくても配当利権を受けることができます。

「この中で、**「日本の農業、農村政策」**、**「農業政策等に関する報告書」**については、いずれが一点以上、申し送りあり、もしくは共同署名あり、事務局として提出した」といふ。

子どもは結婚と離婚問題、今後の居住地希望、養育生活の土壌に影響、平時、お金のつぎひの状況等、関係機関で情報収集をすすめていたとあります。

高麗参、野山参

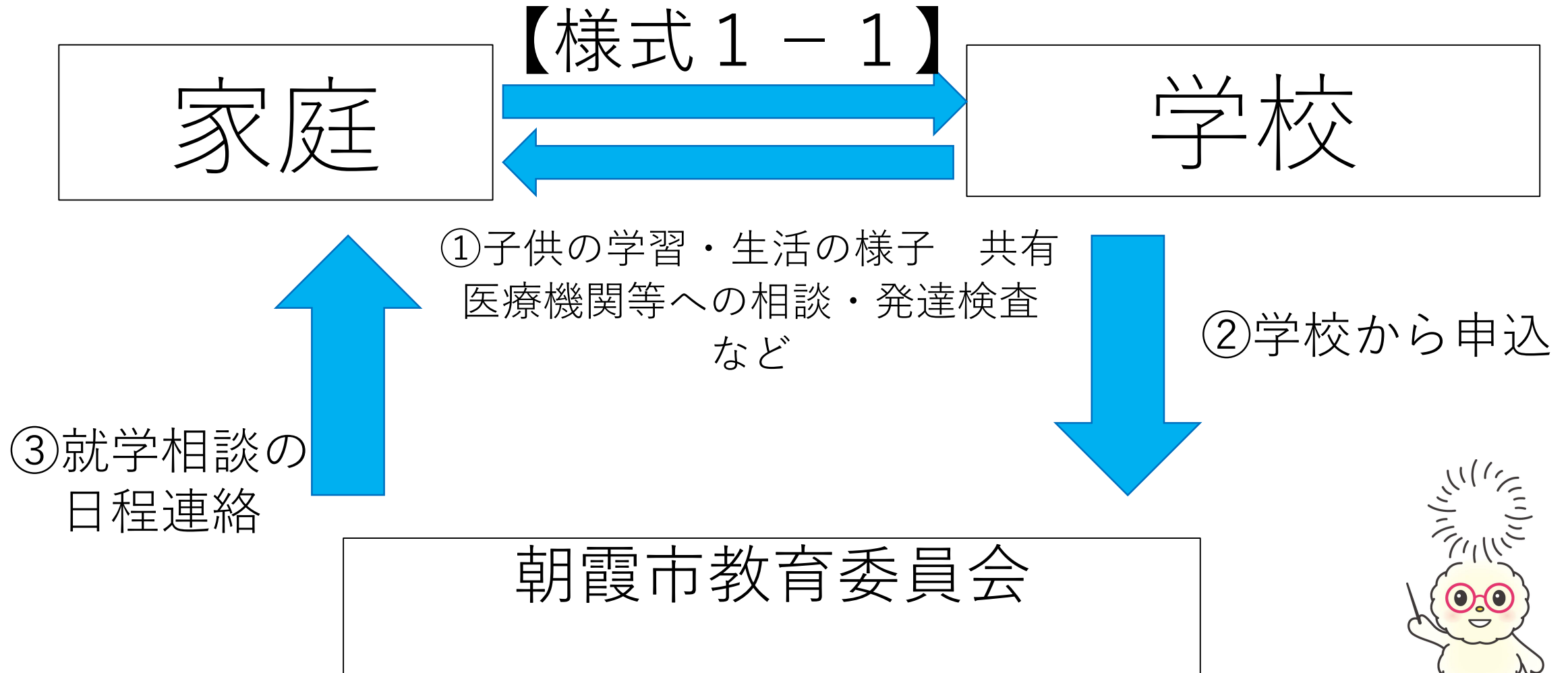
(就平相願申込■2枚目)

本人氏名	新設学元・新中1・教育相談室長	整理番号（記入不要）
おのり内は○をつける。		
子供の様子		
移動	☐ 一人で可能 ☐ 一範介助 ☐ 全介助 ☐ 杖、タラッチ歩行 ☐ 手つなぎ歩行 その他 []	
食事	☐ 一人で可能 ☐ 一範介助 ☐ 普通食 ☐ 流動食 ☐ 特別食 ☐ 箸 ☐ スプーン ☐ 平づかみ その他 []	
排泄	☐ 一人で可能 ☐ 一範介助 ☐ 全介助 ☐ 大便ふき取り ☐ 洋服を上げる ☐ 洋式のみ使用 ☐ 和式のみ使用 ☐ 清潔を保てる その他 []	
着衣	☐ 一人で可能 ☐ 一範介助 ☐ 全介助 ☐ 前後・裏側 ☐ ボタン・ファスナー 介助の内容 []	
読解	☐ 見数がない ☐ 一語文で読む ☐ 二語文で読む ☐ 命題ができる ☐ 様々の数に分かる ☐ 題の内容が分かる ☐ 結果が分かるように読める ☐ 題の内容を伝えることができる ☐ オウム返しができる その他 []	

5月中には、申し込みをお願いいたします。
※R8は6月申込→9月相談
早めの申し込みを！

就学相談の申込み

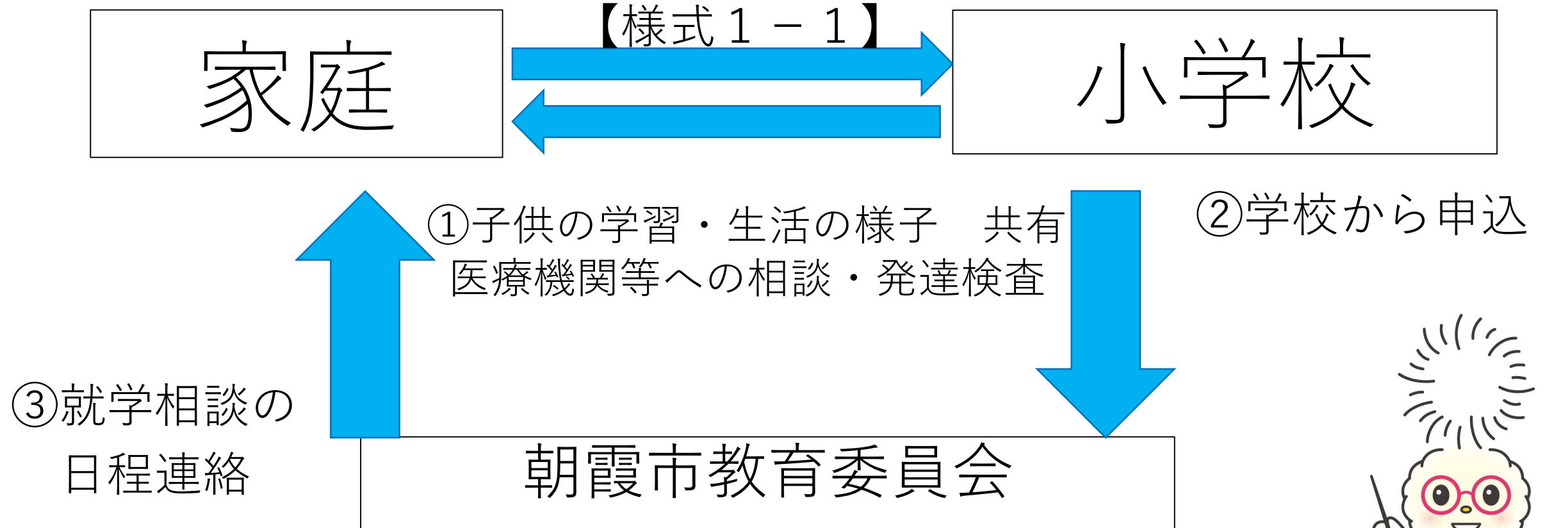
在学中の児童・生徒の教育形態の変更



就学相談の申込み

小学校から中学校への進学

※児童・生徒の教育形態の変更



※教育形態の変更がない場合は相談を省略

ただし、特別支援学級から特別支援学級へ進学する場合は、体験・見学を実施



県立特別支援学校への就学・転学

知的障害（和光南特別支援学校）・肢体不自由（和光特別支援学校）
難聴・言語障害（坂戸ろう学園）・視覚障害（塙保己一学園）

①直接、特別支援学校に申し込み、学校見学や学校体験に参加する。

朝霞市の就学相談を申込み、就学支援委員会の判断を受け、保護者が
就学・転学先について意思決定。

②1 1月中旬から下旬、朝霞市教育委員会より、埼玉県教育委員会へ申請。

③1 2月上旬、県立特別支援学校で就学相談。

④1月末～2月上旬までに決定。



令和8年度就学相談日程



5 / 1 (金)

就学相談オリエンテーション

① 6 / 1 7 (水)

就学相談

時間 (予定)

② 7 / 2 2 (水)

就学相談

14 : 00 - 16 : 30

③ 8 / 2 0 (木)

就学相談

(20分程度)

④ 9 / 2 9 (火)

就学相談

場所

⑤ 1 0 / 2 0 (火)

就学相談

ゆめばれす (3階)

⑥ 1 1 / 2 4 (火)

就学相談

⑦ 1 2 / 1 0 (木)

就学相談

※諸事情により延期や場所の変更等の可能性があります。随時、朝霞市教育委員会ホームページの確認をお願いいたします。

○ 就学相談のながれについて

就学相談（6～12月まで毎月1回）

子供の実態をふまえ、多様な学びの場がある中で、子供にとって一番よい学びの場を、相談員と一緒に考える。

見学・体験

特別支援学校（保護者から直接申込み）

特別支援学級（就学相談日決定後保護者より
学校へ日程調整連絡）

通常学級（学校公開、運動会）

※子供の思い、実際の学びの様子の確認



就学支援委員会

学識経験者、医師、保健士、特別支援教育の教員等の委員で、相談・見学・体験等、総合的な視点から、子供にとって一番よい学びの場を考える。

保護者へ連絡
意向確認

就学先の決定

○ 就学後の学びの場について



多様な学びの場

②特別支援学級

知的障害

自閉症・情緒障害

③特別支援学校

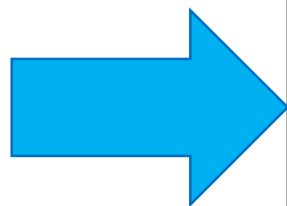
知的障害（和光南特別支援学校）

肢体不自由（和光特別支援学校）

聴覚障害（坂戸ろう学園）

視覚障害（塙保己一学園）

①通常の学級



④通級指導教室

発達・情緒障害

（四小・五小・七小・九小・十小・一中）

難聴・言語障害（四小・五小・十小）

①小中学校の通常の学級における支援について

通常の学級小学校 1 ～ 6 年生（児童数 最大35名）

令和 8 年度中学校 1 年生（生徒数 最大35名）順次全学年35名

支援員	小学校	中学校
低学年補助員 スクールサポーター	3 ～ 4 名程度	1 名程度
通常の学級における 特別な支援を必要とする 児童生徒支援員	2 ～ 3 名程度	一中1名、三中2名

朝霞市立小中学校特別支援学級 について

※就学相談オリエンテーション
配布資料 P7,8 参照

交流及び共同学習

特別支援学級

知的障害
自閉症・情緒障害

特別支援学校

知的障害（和光南特別支援学校）
肢体不自由（和光特別支援学校）
難聴・言語障害（坂戸ろう学園）
視覚障害（塙保己一学園）

教科や回数はお子様
と保護者、学校と
よく話し合って決定
していきます。



通常の学級

支援籍学習

埼玉県立 和光南特別支援学校 について

※就学相談オリエンテーション
配布資料 P9 参照

埼玉県立 和光特別支援学校 について

※就学相談オリエンテーション
配布資料 P10 参照

朝霞市通級指導教室について

※就学相談オリエンテーション
配布資料 P 1 1、1 2 参照

通級指導について

通常の学級で学習しながら、週1回1時間または2時間程度、通級指導教室に通って学ぶ。

通級の時間（通学の時間も含む）は、欠席・早退・遅刻扱いにはならない。

小学校では、保護者同伴 中学校では、保護者の
立ち合いはなし

担任の先生や、保護者の願いを参考に、個別の指導計画を作成し、指導。学習の遅れを取り戻したり、予習・復習などの学習の補充をしたりする場ではない。

発達障害・情緒障害 通級指導教室

対象児童・生徒

通常の学級で学び、コミュニケーションや協調性、感情のコントロールに課題のある児童・生徒。

設置校

朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第七小学校
朝霞第九小学校、朝霞第十小学校、朝霞第一中学校

各校の状況によって、入級までお待ちいただくことがございます。

在籍校以外の通級指導教室にも通うことができます。

難聴・言語障害 通級指導教室

対象児童・生徒

- ①聞こえにくい子
- ②発音に誤りがある子
- ③ことばがつかえる子

設置校

朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第十小学校

入級までの流れ

- ①事前相談票を記入し、在籍校に提出する。
- ②通級指導校で事前相談をする。
- ③入級申込書を在籍校に提出する。
- ④在籍校及び就学支援委員会にて審議を行い、
入級を決定する。
- ⑤入級決定後に通級指導担当者と通級指導の時間を決定する。

障害のある児童・生徒及び市民に 対する福祉について

※就学相談オリエンテーション
配布資料 P13 参照

朝霞市子ども相談室等の紹介

※就学相談オリエンテーション
配布資料 P7 15、16 参照



ご清聴ありがとうございました。